

## EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

### 1) 件名

- 「化学物質の登録及び評価などに関する法律 (K-REACH)」の一部改正を公示した。

### 2) 内容

- 2024年2月6日、韓国環境部は「化学物質の登録及び評価などに関する法律 (K-REACH)」の一部改正を公示した。
- 施行: 2025年8月7日。
- 従来の「有毒物質」を「人体急性有害物質」「人体慢性有害物質」「生体有害物質」に分けるとともに「有害性未確認物質」を新設し、「有害性未確認物質」は取扱事業者が有害性のないことを確認するまでは有害性があるものとして適切な措置を講じることが定められた。
- 新規化学物質の登録・届出は、従来 100kg 以上の製造・輸入事業者に求められていたが、製造・輸入量が 1 トン以上に緩和され、2025 年 1 月 1 日以降の登録・申請から適用するなどの変更が図られた。

### 3) SEAJ コメント

- K-REACH の対応は、各社の判断でお願いします。

### 4) 添付情報・資料

- なし

### 5) 関連情報

- 韓国電子官報 第20683に関するURL  
<https://gwanbo.go.kr/ezpdf/customLayout.jsp?contentId=I0000000000000001706848147311000&tocId=I0000000000000001706750614806000&isTocOrder=N>

### 6) その他

- なし